

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日から、写真撮影の業務等に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、出張先で意識不明となり、同日、C病院に緊急搬送されて、「右脳出血」と診断された。
- 3 本件は、請求人が上記疾病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発症した疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) D医師は、平成○年○月○日付け意見書において、E医師の意見を踏まえ、請求人に発症した疾病は「右脳出血」（以下「本件疾病」という。）と診断し、発症日は平成○年○月○日としており、その発症状況等に照らすと、当審査会としても、D医師の意見は妥当であると判断する。

(2) 本件疾病を含む脳血管疾患の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人は、残業が多く、仕事内容が不規則で、緊張も伴い、出張も多かったなどと主張するので、認定基準に基づいて、以下検討する。

ア 異常な出来事に遭遇したか否かについては、申立書及び報告書をみても、請求人が本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇したという事実は認められない。

イ 短期間の過重業務についてみると、監督署長が認定した請求人の労働時間は、請求人が「労働開始時間」及び「労働終了時間」を明記して提出した労働時間日程表に基づいて集計されており、Fの申述によると、当該日程表に記載された「労働開始時間」や「労働終了時間」は、おおむね請求人の労働実態を反映したものと認められることに照らし、当審査会としても、監督署長が認定した請求人の労働時間は妥当なものであると判断する。これによれば、請求人の本件疾病発症前1週間の労働時間は、総労働時間が38時間20分であり、1日8時間を超えた時間外労働時間数が7時間30分あるものの、3日間の休日が確保されており、本件疾病発症前1週間において特に過重な業務に従事したものは認められない。

ウ 長期間の過重業務についてみると、監督署長が認定した上記労働時間によると、請求人の本件疾病発症前1か月間の時間外労働時間数は42時間20分であって100時間を超えておらず、また、発症前2か月間ないし6か月

間の1か月当たりの平均時間外労働時間数は、最大で50時間32分であって80時間を超えていないことから、業務と発症との関連性が強いものと評価することはできず、本件疾病発症前6か月間において特に過重な業務に従事したものと認められない。

この点について、請求人は、自宅や宿泊場所と撮影現場との往復に要する移動時間も、使用者の指揮命令下にあったものと解すべきであるから、当該時間も労働時間とみるべきであり、これを加算すると、発症前1か月前の時間外労働時間数は106時間40分となり、また、発症前2か月間ないし6か月間の1か月当たりの平均時間外労働時間数も108時間53分ないし122時間47分となるから、特に過重な業務に従事していたものと認められると主張している。

ところで、撮影現場への移動は、一般的には、実作業を伴うものではなく、自由に利用できる時間であり、また、使用者から受ける拘束の程度も低く、通常の業務から受ける負荷と同一のものと評価することは適切ではないことから、自ら乗用車を運転して移動する場合や、移動中に何らかの業務を行うように指示を受け、具体的に業務に従事している実態が明確に認められるなどの特段の事情がある場合を除き、過重性の評価を行う労働時間とは認められないものとみるのが相当である。

本件においては、請求人は、自ら自動車を運転することなく、公共交通機関を利用して移動しており、また、移動中に会社からの指示により業務を行っていたというような申述等はなく、具体的に業務に従事していたものとは認められないことなどに照らし、上記の特段の事情があるということとはできないから、撮影現場への移動時間を労働時間とみることはできず、請求人の主張を採用することはできない。

エ 労働時間以外の負荷要因について、請求人は、不規則で、極めて拘束時間の長い勤務であって、重さが〇kg以上にも及ぶ高価な撮影機材を携行しながら移動し、撮影場所では、撮影対象やその周辺の状況が刻々と変化する中で、撮影のタイミングを決定しなければならず、緊張感を伴うなど、極めて大きな身体的・精神的負荷をもたらす業務であるなどと主張している。

しかしながら、撮影現場に移動して、写真を撮影したりすることは、本来的な日常業務であり、請求人は、入社後約〇年以上に及ぶ経験を有している

ことからすると、当該業務の対処方法等について熟知していたものと判断される。また、請求人は、裁量労働制の対象者であることから、労働時間等は自己の裁量に任されており、弾力的に勤務することが可能であったものと判断され、実際に毎月6日ないし12日の休日を取得していたことが確認できる。そうすると、請求人の業務の性質やその勤務形態が過重な負荷となったものとまでは認められない。

なお、請求人は、平成〇年度の審査請求事例や東京地方裁判所の判決例（東京地裁平成11年（行ウ）第24号）に照らして、本件においても業務起因性が認められる旨主張するが、これらの事例は本件とは事案を異にするものであるから、前記の判断を左右するものではない。

(4) 請求人の健康状態については、平成〇年〇月〇日及び平成〇年〇月〇日に実施された定期健康診断において、高血圧に関し治療の必要性があると指摘されているにもかかわらず、同日以降は会社の定期健康診断を受診しておらず、また、産業医から薬の服用及び受診の指示を受けたが、これに従わなかったことが認められる。

(5) 以上からすると、請求人に発症した本件疾病は、認定基準の対象疾病に該当するものの、請求人には、「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のほか、労働時間以外の業務に係る負荷要因のいずれも認められない。他方、E医師は、要旨、請求人には、脳血管に明らかな異常はなく、本件疾病発症の成因は高血圧性脳出血であると診断しているところ、請求人は、治療を要する程度の高血圧の状態にあったにもかかわらず、治療を受けずに長年放置していたものであり、かかる事情も加味すると、請求人に発症した本件疾病は、既存の高血圧症が自然経過により悪化したものとみるのが相当であって、業務による過重な負荷が有力な原因となって発症したものとはいえず、業務上の事由によるものと認めることはできない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおおりに、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおおりに裁決する。